平成２９年（フ）第５１２１号
大阪市住吉区南住吉１丁目22番25号
債務者　岡本　大作
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２２３号
大阪府東大阪市柏田東町６番32号
債務者　宇治　弘美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３００号
大阪市城東区中央１丁目６番７－205号
債務者　坂尾　恭輔
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４０４号
大阪市此花区西九条１丁目15番10号　１階
債務者　国遠　智美
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０９号
大阪府枚方市山之上北町45―48、住民票上の住所大阪府寝屋川市成田町31番５号
債務者　貝川　清子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８０２号
大阪府吹田市千里山東２丁目28番10号（303）
債務者　鐘ケ江博文
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８２０号
大阪府八尾市植松町２丁目７番３号
債務者　西林喜代春
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３０号
大阪市福島区玉川４丁目８番２号　甲田文化２－Ｃ号
債務者　米澤　廣人
法定代理人成年後見人　米澤　慶子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目２番17―805号
債務者　上根　元忠
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０号
大阪市旭区中宮５丁目６番15号　シャローム近江　405、前住所大阪市西区九条南２丁目１番16号　フジガーデン　201
債務者　垣内　孝博
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１号
岡山県津山市小田中1412番地　津山広済寮、前住所岡山県真庭市目木1814番地
債務者　黒田　妙子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１０３号
岡山県美作市福本322番地１ヴィラナリー英田１号棟405号室、前住所岡山県美作市川北33番地１
債務者　児玉　淳士
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１１２号
岡山県津山市東一宮653番地19
債務者　坂本　亜希（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第８７３６号
東京都杉並区和田１丁目31－３－201、前住所東京都杉並区和田１丁目55―15
債務者　岩下　枝理
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８６５号
東京都渋谷区本町２丁目41―18　古屋方３、前住所東京都渋谷区本町２丁目41―18―101
債務者　相田　晴美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０８２号
東京都立川市西砂町２丁目５番地の１丸和マンション102号
債務者　山下美智代
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部